

総社市人とペットの共生条例

(目的)

第1条 この条例は、人とペットの共生社会を実現するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、飼い主等及びペット販売者の役割を明らかにするとともに、施策を推進し、もって人とペットの共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 飼養される、哺乳類、鳥類及びは虫類に属する動物をいう。
- (2) 飼い主 市内でペットを所有している者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) ペット販売者 市内でペットの販売を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 ペットは命あるものであり、その命は差別されることのない尊いものであるとともに、飼い主にとって家族の一員であるということを十分に理解したうえで、市、市民、飼い主等及びペット販売者が、それぞれの責務又は役割を果たし、互いに連携を図ることにより、ペットが殺処分等されることのない、人とペットが共生することのできる社会を実現しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を講じ、市民、飼い主及びペット販売者等と協力して、これを実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、動物愛護精神の理解を深めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主等の役割)

第6条 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、人とペットが共生できる環境づくりに努めなければならない。

- 2 飼い主は、ペットに対し、飼い主が特定できる情報を記した首輪、名札等の識別器具等を装着するよう努めなければならない。
- 3 飼い主になろうとする者は、ペットの飼養に先立ち、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条に規定する動物の所有者又は占有者の責務等並びに岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年岡山県条例第22号）第5条に規定する飼い主等の責務及び同条例第7条に規定する飼い主の遵守事項について理解を深めるよう努めるものとする。

(ペット販売者の役割)

第7条 ペット販売者は、ペットを購入しようとする者に対し、当該ペットがその命を終えるまで適切に飼養することを促すよう努めなければならない。

- 2 ペット販売者は、販売の用に供することが困難となった犬及び猫について、動物の愛護及び管理に関する法律第22条の4に規定する終生飼養の確保を図らなければならない。

(ペットの捜索協力)

第8条 市は、ペットが逸走した旨の申し出が飼い主からあったときは、当該ペットの捜索に協力するものとする。

(保護されたペットの飼い主の特定)

第9条 市は、飼い主の判明しないペットが保護されたときは、当該ペットの飼い主を特定するよう努めるものとする。

(ペット避難所の設置)

第10条 市長は、避難所を開設するときは、ペットとともに避難できる避難所を設置するものとする。

(その他)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。